

をご活用ください

【申請期間】

毎年度4月1日から3月31日まで

【その他】

奨励金交付後5年以内に廃業となった場合、廃業日に応じ当該奨励金を返還することに同意すること

幌延町商工業雇用促進補助金（令和6年度末まで）

従業員を新たに雇い入れた町内事業者に対し、補助金を支給します。

【交付対象者】

- ・幌延町商工会の会員または会員登録を予定する者（幌延町商工会が発行する証明書類を添付）
- ・町税などの滞納がないこと など

【対象要件】

- ・経営力向上計画を策定し、幌延町商工会の認定を受けた者
- ・新たな従業員（65歳以下の者）を雇用し、その労働者の雇用日前1年間の総常用労働者数を、新規に雇用した日の総常用労働者数が同数以上となっていること
- ・雇用日以後1年間、最多常用労働者数を超えていること
- ・雇用者が事業主の2親等以内の親族でないこと など
- ・雇用者は、雇用保険の対象となる者（パート、アルバイトなども含む）

【補助率・補助金額】

①雇用促進相当分

1人につき3年間で90万円（1年目：30万円、2年目：30万円、3年目：30万円）

※ 申請時の従業員の退職などにより従業員数が減少した場合、別に新たな従業員を雇用し、最多常用労働者数を維持できていれば、2年目以降の補助金を交付します。

②移住支援相当分

1人につき10万円（雇用者が町外から移住し、住民登録をした場合補助金を交付します）

幌延町商工業人材育成支援補助金（令和6年度末まで）

従業員（65歳以下）に取得させる資格などに係る費用の一部を補助します。

【交付対象者】

- ・幌延町商工会の会員または会員登録を予定する者（幌延町商工会が発行する証明書類を添付）
- ・町税などの滞納がないこと など

【対象経費】

①業務に関係する資格取得のための受験料または受講料（テキスト代を含む）

②旅費（1日2,300円、20日間を限度）

◆対象外事業となるもの

- ・飲食費、消耗品費、通信運搬費
- ・補助対象経費が5万円に満たないもの
- ・普通自動車第一種免許、普通自動二輪免許、原動機付自転車免許 など
- ・このほか、資格取得を要さない講習などについて、本事業の対象とならない場合があります

【補助率・補助金額】

補助対象経費の50% 限度額：20万円

【申請回数】

補助金の申請については、限度額を上限に複数回可能です。

◆いずれの補助金も、**事業着手または取得の前に**申請が必要です。

活用を検討される事業者の方は、事前に下記までお問い合わせください。

申請・お問い合わせ先：幌延町商工会 電話・告知端末機 5-1428